

子ども・子育て支援事業計画 令和2年度事業評価シートについて

第2期子ども・子育て支援事業計画の初年度となる令和2年度に実施した、事業計画に登載された事業に対する評価、検証結果です。

各事業毎に、目標値（確保値）、令和2年度事業の実施状況・実績、各担当課の評価・検証等をまとめたものです。

資料右端の「備考」欄のページ数が、実際に事業計画書に掲載されているページ数となっています。

施策(網掛け)及び取組・事業	R2 担当部署	事業の内容	計画における目標値										事業実施状況										R2評価・検証結果			備考 (計画書 掲載頁)		
			R2		R3		R4		R5		R6		R2		R3		R4		R5		R6		課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見			
			見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	実施状況	確保	実績	確保	実績	確保	実績	確保	実績	確保					実績	
2-1.幼児期の教育・保育													(単位:人) 実施状況															
1号認定 (3~5歳 学校教育のみ)	子ども課 (保幼)	保育園、幼稚園、認定こども園等において、就学前の幼児の保育、教育を実施する事業です。	62	240	61	240	60	165	59	165	57	165	子ども・子育て新制度により幼稚園教育の希望や保育の必要量・理由を調査する中で、利用調整を実施しました。2号3号認定を受けている方には現況調査を実施しました。										240	58	希望するこども園・幼稚園へ入園を確保することができました。			P67
2号認定 (3~5歳 保育の必要性あり)			618	843	589	843	560	798	531	798	508	798	843	641	希望する保育園・こども園へ入園を確保することができました。			P67										
3号認定 (0~2歳 保育の必要性あり)			390	422	370	422	361	422	353	422	346	422	422	400	産休育休明けの年度途中入所の場合も、新年度入園で申込可能とすることで、入所確保ができました。ただし、年度後半以降に入園希望があった場合は、入所保留で育休延伸での対応となる場合もありました。			P67										
3-1.利用者支援事業													実施状況															
利用者支援事業	子ども課 (母子、保幼)	子どもや保護者が保育園、子ども園、幼稚園での教育・保育や放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	R2.5月から子ども課内に子育て世代包括支援センターを開設し、母子保健事業を中心に実施するとともに、子ども課、子育て支援センター、保育園・幼稚園では入所案内や子育てサービスの紹介はもろんのこと、子育て世代の様々な悩み相談に対応しています。										-	-	子育て世代包括支援センターの相談件数は1209件でした。園開放事業や一時預かり事業などで、保育園未就園児についての相談対応ができましたが、相談件数は少ないため、さらに相談しやすくなる取り組みが必要といえます。		妊娠届出時から子育て世代包括支援センターを相談窓口として周知し、妊娠・出産・子育て期に切れ目なく支援できるようにします。市の関係職員による子育て支援についての連携体制をかため、適切な相談支援の実施を目指します。	P69
3-2.地域子育て支援拠点事業													(単位:利用延人数) 実施状況															
地域子育て支援拠点事業	子ども課 (支援C)	子育て支援センター等で、子育て中の親子の交流や育児相談、親子教室、子育て関連の情報提供等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図るとともに、地域の子育てサークルの活動を支援します。	16,000	16,000	15,000	15,000	14,000	14,000	13,000	13,000	12,000	12,000	魚沼市子育て支援センターでは広場開放を新型コロナウイルス感染症対応で30分繰上げ、月曜日から金曜日の9時から15時30分、土曜日は9時から11時で実施しました。堀之内なかよし保育園での広場開放を月曜日から金曜日の9時から15時、すもんども園で8時30分から11時30分で実施しました。各保育園等で年1回から10回程度の園開放事業を実施しました。										16,000	12,245	児童数の減と未満児保育の増などにより、利用者数は減っています。子育て支援センターの広場開放は、コロナウイルス感染症防止対策で5月6日までの閉館となり、利用者数の減になりました。		今後は育児相談や情報提供、親子教室、運動教室など事業内容・相談体制の充実を図っていきます。	P69
3-3.妊婦健診事業													(単位:人) 実施状況															
妊婦健診事業	子ども課 (母子)	妊娠・出産期から子育て期までの途切れない支援に配慮することが重要であり、母子保健施策の推進の一環として、妊婦の健康診査にかかる費用を助成しています。	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	妊娠の経過を確認するとともに、安心して出産に臨めるよう妊婦一般健康診査受診票(14回分)の交付及び市独自事業として15回目以降の妊婦健診の助成を行い、受診状況を把握しています。										210	189	妊娠全期を通じて健診費用の負担軽減及び母体や胎児の健康管理につながりました。		今後も医療機関と連携しながら、妊娠、出産及び子育てへの不安を軽減する支援体制を充実する必要があります。	P70

施策(網掛け)及び取組・事業	R2担当部署	事業の内容	計画における目標値										事業実施状況										R2評価・検証結果			備考 (計画書掲載頁)			
			R2		R3		R4		R5		R6		R2		R3		R4		R5		R6		課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見				
			見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	実施状況	確保	実績	確保	実績	確保	実績	確保	実績								
			見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	確保	実績	確保	実績	確保	実績	確保	実績							
3-4.乳児家庭全戸訪問事業			(単位:人)										実施状況																
乳児家庭全戸訪問事業	子ども課(母子)	訪問スタッフ、保健師等が、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供等を行い、親子の心身の状況や養育環境を把握しています。支援が必要な家庭に対しては関係機関と連携し、母子の孤立を防ぎ、適切な支援につなげています。	210	210	210	210	210	210	210	210	210	210	保健師や育児経験者であるスタッフが生後2〜3か月頃の乳児の家庭を訪問し、養育環境や子育て状況を聞き、行政サービスの紹介と子育て支援に取り組めました。	210	202											新型コロナウイルス感染症が心配で訪問を拒否した人が1名いましたが、そのほかの対象家庭全てを訪問し、子育ての様子を確認することができました。継続支援が必要な保護者に対しては、保健師が訪問し不安軽減と孤立防止に努めました。	里帰りの長期化や親子で住所が別など多様化する対象者のニーズを考えながら子育て支援できるよう、スタッフ研修の充実を図るとともに、関係機関との連携を更に強化する必要があります。感染症対策をより徹底しながら訪問を行う必要があります。		P71
3-5.養育支援訪問事業			(単位:人)										実施状況																
養育支援訪問事業	子ども課(母子)	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要な家庭に対して保健師、助産師、保育士等が関係機関と連携し、妊娠期から継続して必要な支援を行います。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	特に支援が必要な家庭は、妊娠中から関係機関と連携して対応し、出産後は保健師と要対協と一緒に家庭訪問を実施し、連携して継続的な支援に取り組んでいます。	-	-											妊娠届出時に保健師が面談を行なうことにより、ハイリスクケースを早めに把握でき、乳児家庭訪問の実施とともに早期に介入できました。	今後も適切な支援ができるよう要対協等、関係機関と連携していきます。家事支援ができる体制を整えていきます。		P72
3-6.子育て短期支援事業			(単位:人)										実施状況																
子育て短期支援事業	-	短期入所生活援助(ショートステイ)事業は、保護者の疾病や仕事等の事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に保護するものです。また、夜間養護等(トワイライトステイ)事業は、保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等に、児童を児童養護施設等で保護するものです。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	現在実施していません。	-	-											受け入れ施設(児童養護施設)を新たに開設することは頻度を想定した場合に困難と考えます。	要保護児童の状況を勘案しながら、ファミリーサポートセンター事業等代替可能な資源も検討する必要があります。(参考:現在、県内で実施しているところは新潟市のみ)		P73
3-7.ファミリー・サポート・センター事業			(単位:人)										実施状況																
依頼会員	子ども課(支援C)	児童の預かり等の子育ての援助を受けることを希望する者(依頼会員)と援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施しています。	3	3	4	4	5	5	6	6	7	7	依頼会員の登録者数は昨年より増えています。	3	5											母子手帳交付時や子育て便利手帳に掲載し周知しており、利用者が徐々に増えている状況です。	より利用しやすいように制度の見直しを検討し、事業の充実を目指します。	P73	
提供会員		13	13	13	13	14	14	14	14	15	15	提供会員の登録者数は昨年より増えています。	13	15											提供会員数が少ないと、利用ニーズに応えられない。	支援センターに関わる方や依頼会員へ幅広く声がけするなど人材確保に努めます。			
3-8.一時預かり事業			(単位:実人数・幼稚園のみ延人数)										実施状況																
保育園・こども園	子ども課(保幼)	保護者の社会参加や病気、冠婚葬祭、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等のため、一時的に子どもを保育園等で預かる事業です。※ここでは、保育園での一時保育、幼稚園での在園児対象の預かり保育、ファミリー・サポート・センター(就学前児童対象分)、地域子育て拠点施設等での一時預かりが対象となっています。	750	750	717	717	690	690	666	666	645	645	緊急時等の子育て支援のため市内の全保育園・幼稚園で実施しています。	750	416											保育園については、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者が減少しました。幼稚園については、目標値を上回り、利用者は昨年よりも増加しました。	園開放などで制度を知った利用者からは利用しやすいという声を聞きます。今後も緊急時に利用しやすい総合的な体制づくりに努めます。	P74	
幼稚園(在園児対応)		2,000	2,000	1,912	1,912	1,840	1,840	1,776	1,776	1,720	1,720	2,000		5,271															
ファミリー・サポート・センター事業の利用	子ども課(支援C)		12	12	12	12	13	13	13	13	13	13	母子保健との連携により乳児の依頼が増え、利用者数は昨年より増加しています。	12	21											母子手帳交付時や子育て便利手帳に掲載し周知しており、利用者が徐々に増えている状況です。	より利用しやすいように制度の見直しを行い、利用者の負担を軽減し、事業の充実を目指します。		

施策(網掛け)及び 取組・事業	R2 担当部署	事業の内容	計画における目標値										事業実施状況										R2評価・検証結果			備考 (計画書 掲載頁)	
			R2		R3		R4		R5		R6		R2		R3		R4		R5		R6		課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見		
			見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	見込	確保	実施状況	確保	実績	確保	実績	確保	実績	確保	実績	確保					実績
3-9.延長保育事業			(単位:実人数)										実施状況														
延長保育事業	子ども課 (保幼)	保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間を超過して保育が必要な場合に保育を行う事業です。	625	625	598	598	575	575	555	555	538	538	市内全保育園で実施しています。公立では全園19時まで、小出保育園では22時まで、清心保育園では19時30分(土曜は19時)までそれぞれ開園しています。	625	857									H27に延長保育料等の見直しを実施し、標準時間認定の方には延長保育料がかからないよう改正したことから、利用者は目標値を上回っています。	保護者の就労形態を勘案しながら事業を継続実施します。		P76
3-10.病児病後児保育事業			(単位:定員数)										実施状況														
病児・病後児保育事業	子ども課 (支援C)	病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設などで看護師等が一時的に預かるものです。	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	小出病院内で病児・病後児保育室を実施しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で利用者は減少しています。	6	102	人数	人数	人数	人数	人数	人数			延べ利用者数は減少しましたが、病児・病後児保育の役割は果たしました。	このまま継続します。		P76
														84	日数	日数	日数	日数	日数	日数							
3-11.放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)			(単位:入所児童数)										実施状況														
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	子ども課 (保幼)	主に保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。	338	380	329	380	320	380	310	380	302	380	市内の各小学校区で児童クラブを実施し、監護する者がいない児童を受け入れました。	380	364									利用希望のあった対象児童を全て受け入れることができました。特別な支援を必要とする児童に対応するため、非常勤職員の増員や夏休み期間中の学校介助員による加配を行いました。	待機児童が生じないよう事業を継続実施します。		P78
3-12.実費徴収に係る補足給付を行う事業			(単位:入所児童数)										実施状況														
実費徴収に係る補足給付事業	子ども課 (保幼)	特定教育・保育施設や特定子ども・子育て支援施設である私立幼稚園において実費徴収を行うことができることとされている副食費の費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に一部を補助する事業です。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	私立幼稚園の保護者の副食費負担について補助を実施しました。	-	-	-	-	-	-	-	-			私立幼稚園の保護者の副食費負担について月額4,500円を上限に補助を実施し、保護者の経済的負担軽減を図りました。	引き続き保護者の経済的負担軽減を継続します。		P80

施策(網掛け)及び取組・事業	R2 担当部署	事業の内容	事業実施状況	R2評価・検証結果			備考 (計画書 掲載頁)
				課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見	
4-1.幼児期の学校教育・保育の一体的提供の推進							
幼児期の学校教育・保育の 一体的提供の推進	子ども課 (保幼)	<p>現制度では、幼児教育と保育を一体的に提供する(幼稚園と保育所の機能を併せもつ)認定こども園の普及のため、設置に関する手続きの簡素化や、財政支援の充実・強化を図り、教育・保育の総合的な提供を図るとされています。</p> <p>本市では、幼保連携型認定こども園として「すもんこども園」があります。また、幼稚園は市内に2施設(公・私立各1園。ただし公立1園は休園中)あり、市内全域を対象とした募集に対して、現在、入園者数は定員を下回っている状況です。</p> <p>ニーズ調査結果では、認定こども園、幼稚園の利用希望もあり、保護者の幼児教育への関心がうかがえます。まずは、既存の施設の有効利用を図ることを第一とし、居住地から近い施設でもニーズを満たすことができるように、既存施設の認定こども園への移行について検討します。</p>	R2	<p>幼保連携型認定こども園である「すもんこども園」で学校教育・保育の一体的提供を行っています。</p>	<p>認定こども園「すもんこども園」で、地域の未満児保育ニーズや幼児教育ニーズに対応しています。</p> <p>また、魚沼市公立保育園等再編計画案を策定する過程で、公立保育園の認定こども園への移行について、検討を行いました。</p>	<p>1号ニーズに対応できるよう、公立保育園等再編計画を進めていく中で、継続して検討していきます。</p>	P81
4-2.質の高い幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子育て支援の役割及びその推進方針							
質の高い幼児期の学校教育・保育の提供及び地域の子育て支援の役割及びその 推進方針	子ども課 (保幼)	<p>現在、子どもやその家族を取り巻く環境は、急速な少子化に加え核家族化の進行、共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、子育ての孤立感、負担感の増加、児童虐待の深刻化、兄弟数の減少など様々な課題を抱えています。</p> <p>子どもの健やかな育ちを等しく保障し、本計画の基本的な視点である「子ども、家庭、地域の力」を育て、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、幼児期における教育・保育の「環境」及び「質」の向上を図る必要があります。幼稚園教諭、保育士等の人材確保、職員の資質向上のための研修の実施、職員の処遇改善を図ります。</p> <p>また、既存施設の有効利用など適正な施設規模の確保、地域型保育事業導入の推進を図るとともに、財政健全化の観点から公立保育園の民営化を含めた施設整備について引き続き検討を進めます。</p> <p>地域の子育て支援では、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」などの事業の充実を図るほか、保護者や地域の子育ての力が高まるよう、地域性や園の特色を生かした活動、地域交流を通じて子育ての視点に立った親支援、地域での子育て支援の推進を図ります。</p>	R2	<p>■教育・保育の質の向上及び職員の資質向上のための研修 新型コロナウイルス感染症の影響により新潟県保育士会等が実施する研修会には参加できませんでしたが、各保育園等の園内研修や子育て支援センターの研修に保育士が参加し、職員の資質向上、保育・教育の質の向上に取り組みました。</p> <p>■公立保育園民営化の取組 魚沼市公立保育園等再編計画(案)を策定し、公立保育園の再編、民営化等について説明会を実施しました。</p> <p>■放課後児童クラブの充実 特別な支援を必要とする児童に対応するため、会計年度任用職員の増員や夏休み期間中の学校介助員による加配を行いました。</p> <p>■一時預かりの充実 全ての保育園で一時預かりを実施しています。平成27年から1時間単位で利用できる料金設定を行い、利便性の向上を図っています。</p> <p>■親支援、子育て支援の推進 子育て支援センターにおいて、親支援のための各種事業実施しているほか、保育園幼稚園等を含め、随時子育て相談に応じています。</p>	<p>研修で得た知識や技能等を保育の現場で生かすよう努めました。</p>	<p>■教育・保育の質の向上及び職員の資質向上のための研修 今後も教育・保育の環境や質の向上を目指します。また、保育士等の資質向上を目指し、研修に派遣します。</p> <p>■公立保育園再編の取組 公立保育園の再編、民営化に向けて、今後計画を成案化し、実施に向けて進めてまいります。</p> <p>■放課後児童クラブの充実 引き続き児童の生活環境の改善、向上を目指します。</p> <p>■一時預かりの充実 引き続き、保育園等で一時預かりを行います。</p> <p>■親支援、子育て支援の推進 引き続き、子育て支援センターや保育園等で親支援、子育て相談等に対応します。</p>	P81
4-3.幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続(幼保小連携)の取組の推進							
幼児期の学校教育・保育と 小学校教育との円滑な接続 (幼保小連携)の取組の推進	学校教育課 子ども課 (保幼) (支援C) 生涯学習課	<p>適正な就学支援に向けて検討などを行う「幼保小連絡会議」に放課後児童クラブを加え、小1問題だけでなく各年齢で生じる様々な問題等に対し一貫した指導が行えるよう、情報交換などによる課題を共有するほか、継続して職員及び関係者の共通理解を図ります。</p> <p>職員の相互理解を深めるため、保育参観、授業参観への積極的な参加や一貫した教育のための合同研修などによる交流の場を設けるなど連携に努めます。</p> <p>また、幼児期の学校教育・保育と小学校における教育の円滑な接続のために、行事への相互参加など異年齢交流を推進します。</p>	R2	<p>・保育園・幼稚園・小学校において、地域によっては年に何回も連絡会議を実施しています。</p> <p>また、各種行事への相互参加により連携に取り組んでいます。</p> <p>子育て支援センター主催の保育園等訪問巡回相談、ステップアップ教室へ参加し、園や保護者の教育的ニーズに対応しています。</p> <p>・特別支援教育研修会の開催について、学校だけではなく、保育園、幼稚園にも案内し、園・学校職員が共に学び合う機会を提供しています。</p> <p>・就学時健康診断では、学校からの依頼により「子育てセミナー」を開催しました。就学に向けた心構え、家庭教育の指針について、保護者への講話を行いました。</p>	<p>・連絡会議において、子どもの様子を把握することで幼児期から就学期への切れ目のない支援を行えるよう取り組んでいます。また、放課後児童クラブにおいては、参集されていない地区もあります。</p> <p>・各種行事では、職員は子どもの様子を把握する機会となり、児童は異年齢交流によりお互いの成長により刺激となっています。</p> <p>・卒園後の学校生活を見直し、集団参加やコミュニケーション等、適切な支援を検討することができました。</p> <p>・子育てセミナーについては、小学校8校、中学校2校で実施し、保護者の家庭教育への関心を高めることができました。</p>	<p>・連絡会議の時期や回数を含め、個別ニーズがより接続しやすくなるような幼保小間の連携体制の調整を行います。また、すべての放課後児童クラブが参加できるよう検討します。</p> <p>・職員・児童のほかに、就学前の保護者が学校の様子がわかるような取組を検討します。</p> <p>・療育の情報を学校教育につながる情報伝達のシステム構築に向け、学校教育課と子ども課が共同で検討します。</p> <p>・子育てセミナーについては、令和3年度においても、各小中学校に希望調査を行い、実施を計画します。</p>	P82

施策(網掛け)及び取組・事業	R2 担当部署	事業の内容	事業実施状況	R2評価・検証結果			備考 (計画書 掲載頁)
				課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見	
5.産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保							
子ども・子育てに関する広報・周知	子ども課	市報・お知らせ版、市ホームページ、魚沼市情報メール配信サービス、暮らしのガイド、子育て便利帳、FMうおぬまを利用した周知活動を行います。	R2	市報・お知らせ版、ホームページ、メルマガ配信を利用し、保育園や幼稚園、こども園の開放事業、子育て支援センター事業の周知活動を実施しました。(私立を含む9保育園、1幼稚園、1こども園、子育て支援センター)	メルマガは利用者がカテゴリを選択し登録しているため、より関心のあるカテゴリは登録者が増加しています。	事業周知等の情報提供を継続実施します。	
子ども・子育てに関する相談受付	子ども課 (保幼) (母子) (支援C) 市民課 (市民相談係)	市民相談センター、民生委員・児童委員、保育園・幼稚園、子育て支援センター、保健師を活用して、妊娠、出産、育児、生活にかかる不安を取り除き、解消します。	R2	保育園等では日々の保育や園開放事業で気軽に相談に応じる体制を作っています。 子育て支援センターでは日々の広場開放や電話で相談に応じるほか、毎週月曜の計測日に看護師による相談、その他栄養相談・健康相談を随時実施しました。 市民相談センターでは、担当部署へ取次ぎのほか、傾聴に心がけ相談対応を行いました。 乳幼児健診等を通じて、保護者の心配事や子育て環境等の把握に努め、不安軽減や孤立化予防を行っています。	子育て支援センターでは、広場や毎週月曜の計測日等に栄養相談、健康相談があった時は随時、栄養士や保健師につなげています。 市民相談センターでは、市民に対し、諸制度の仕組みや手続きの方法等の助言を行い、必要に応じて相談後のフォローも行いました。 個別の状況に応じて子育て支援サービスの紹介や関係機関への連絡調整を行い、孤立感解消を図ることが重要です。	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援のために、子ども課に子育て世代包括支援センターを開設しました。健康相談や栄養相談も含め関係機関と連携しながら相談体制の整備を図っていきます。	P83
6-1.児童虐待防止対策の充実							
子どもからの相談体制確立	子ども課 (支援C)	子どもスマイルコールを設置して、子ども達から直接「いじめ・虐待等」の相談を受けます。	R2	継続して子どもスマイルコールを設置しています。	子どもから発信ができるような周知方法を検討する必要があります。	学校等を通しての周知を図ります。	
「子どもスマイルコール」カード配布	子ども課 (支援C)	「いじめ・虐待等」の相談のための連絡先等周知カードを広く配布します。	R2	子ども課窓口等への設置を行うとともに、虐待かもと思ったら、全国共通ダイヤル「189」チラシ配布、ポスター掲示を庁舎、公民館、保育園、学校などで実施しました。	子どもスマイルコールや189(いちばやく)も含め、児童虐待の相談窓口の周知用パンフレットを作成し、学校・保育園等に配布しました。	これからも様々な媒体を通じて周知を継続実施します。	
こんにちは赤ちゃん訪問 (乳児家庭全戸訪問事業)	子ども課 (母子)	生まれてから4か月までの乳児の家庭に訪問して、育児不安等について様子を伺います。(H21年から全戸訪問実施)	R2	養育環境や子育ての様子を確認するため、対象家庭全ての訪問を目指していますが、新型コロナウイルス感染症予防を理由に訪問を拒否される家庭もありました。また、産後の継続支援が必要な保護者に対しては保健師が訪問を実施しました。	子育て経験豊かな訪問従事者等が、市の実施する健診等の事業を説明したり相談先を伝えることで育児不安の軽減を図っています。	新型コロナウイルス感染症の状況をみながら感染予防対策に配慮し、継続してまいります。	P84
要保護児童対策地域協議会	子ども課 (支援C)	虐待相談、ケース検討、問題を抱える家庭への効果的な支援など、関係機関との連携による要保護児童ネットワークを活用して問題解決を図ります。	R2	協議会代表者会議1回、実務担当者会議4回、個別支援ケース会議を37回開催し、情報共有と効果的な支援や個別のケース検討を行いました。	精神疾患を持つ保護者や、特定妊婦の増加、不登校・ひきこもり等ケースが多様化しており対応が難しくなっています。	児童相談所をはじめとする関係機関と連携し、支援が必要な児童とその家庭に対して、継続して取り組みを実施してまいります。	
要保護児童関係機関との協働	子ども課 (支援C)	要保護児童対策地域協議会の個別ケース支援会議など、関係機関と協働して被虐待児家庭への支援を行います。	R2	児童相談所、市保健師、学校、保育園、幼稚園などとともに要保護児童とその家庭への支援を行いました。必要に応じて関係機関と情報共有を図るほか、一緒に訪問等を実施しました。	個別ケース支援会議等で関係機関と情報を共有し、それぞれの支援へとつなげています。	継続して関係機関と連携を図ります。	
養育支援訪問事業	子ども課 (母子)	養育支援が必要な家庭に対して、訪問による支援を行います。	R2	妊娠届出時から気になる妊婦は、特定妊婦として関係機関と連携して対応しました。また、出産後は要対協と同行訪問を実施しました。	出産後の養育が心配な家庭で必要な人には要対協と同行訪問訪問で状況を確認し、相談を実施しています。	相談だけでなく必要な人には家事支援や育児支援ができるように体制を整えてまいります。	
6-2.ひとり親家庭の自立支援の推進							
児童扶養手当	子ども課 (児福)	18歳以下の児童(障害のある子どもは20歳未満)を養育しているひとり親家庭の父または母や、父母に代わって児童を養育している方に、手当を支給します。(所得制限有)	R2	離婚届やひとり親世帯の転入の際に、窓口担当者と連携を図り、申請漏れがないようにしました。 新規申請・転入者数 31人(R3.3月末) 資格喪失・転出者数 46人(R3.3月末) 認定者数 305人(R3.3月末) 受給者数 253人(R3.3月末)	法定の事務です。 130,925千円の手当を支給し、ひとり親家庭等への経済的支援につなげました。	市報、ホームページ等を活用し、制度の周知及び案内を継続して行います。	P84

施策(網掛け)及び取組・事業	R2 担当部署	事業の内容	事業実施状況	R2評価・検証結果			備考 (計画書 掲載頁)	
				課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見		
ひとり親医療費助成	子ども課 (児福)	ひとり親家庭等に対し医療費を助成します。(所得制限有)	R2 令和3年1月より児童の通院と訪問看護の自己負担を無償化しました。(魚沼市独自事業) 受給者大人292人、子ども432人、計724人(R3.3月末)	新潟県単事業です。 ひとり親家庭の父、母、又は養育者及び児童の医療費に対し助成し、ひとり親家庭等の経済的負担軽減を図りました。	引き続き児童扶養手当との連携により、制度の周知に努め、対象漏れのないようにします。			
自立支援教育訓練給付金	子ども課 (児福)	ひとり親家庭の父または母が、就業に結びつくと考えられる教育訓練講座を受講した場合に受講費の一部を助成します。(所得制限有)	R2 児童扶養手当のパンフレット等により、制度の周知を行いました。 制度についての問い合わせは数件あったものの、今年度の申請は0人でした。	ひとり親世帯(児童扶養手当受給者)にパンフレット等を送付しましたが、申請者はいませんでした。	児童扶養手当現況届時や市報、ホームページ等を活用し、制度の周知及び案内を継続して行います。			
高等職業訓練促進給付金	子ども課 (児福)	ひとり親家庭の父または母が、資格取得のために養成期間で修業した際に修業期間の生活費を支給します。(所得制限有)	R2 児童扶養手当のパンフレット等により、制度の周知を行いました。 前年度から引き続き申請があった2人に給付金を支給しました。	2,197千円の給付金を支給し、ひとり親家庭等への経済的負担の軽減を図りました。	児童扶養手当現況届時や市報、ホームページ等を活用し、制度の周知及び案内を継続して行います。		P84	
ひとり親に対する放課後児童クラブ負担金の軽減	子ども課 (保幼)	ひとり親家庭の負担金を1/2に軽減します。	R2 放課後児童クラブを利用するひとり親家庭の負担金を1/2に減額しています。 令和2年度における対象世帯数は31世帯で、対象児童数は39人です。	ひとり親家庭の負担軽減を図ることが出来ました。	今後もひとり親世帯に対する負担額の軽減を継続し、ひとり親世帯の子育てを支援します。			
保育料の軽減	子ども課 (保幼)	ひとり親世帯で非課税世帯等の場合に、保育料を軽減します。	R2 ひとり親世帯で非課税の場合、保育料は無償。 市民税所得割額48,600円未満の世帯は保育料が1,000円の減額のうち半額、77,101円未満の世帯は、2号認定で6,000円(令和元年10月からは無償)、3号認定で9,000円に軽減しました。また、2子以降は保育料無償としました。	ひとり親家庭の負担軽減を図ることが出来ました。	今後もひとり親世帯に対する負担額の軽減を継続し、ひとり親世帯の子育てを支援します。			
6-3.障害児施策の充実								
つくしプレイ教室	子ども課 (支援C)	発達に課題のある就園前児童の療育教室	R2 未就園児とその保護者を対象に、水曜クラス46回、木曜クラス11回、延べ利用人数274人	親子での小集団参加を通して成長を促すとともに、必要に応じ療育相談へつながりました。	3歳未満児での入園が増えたため、入園後も通室可とし、園との情報共有や巡回訪問により継続した支援体制作りをします。			
ステップアップ教室	子ども課 (支援C)	発達に課題のある就学前児童の療育教室	R2 未就学児とその保護者を対象に延べ48回開催しました。3クラスに分けて対象児延べ336人	保護者支援として子育て講座を実施し、保護者の意識が向上しました。今後も継続するための人材、体制づくりが課題です。	今後も子育て講座や情報提供、個別相談などで保護者を支援し、発達に課題のある児への支援につなげます。			
ペアレントプログラム	子ども課 (支援C)	子育てに難しさを感じる保護者が子育てに自信を待てるようになることを目的としたペアレントプログラムを実施します。	R2 2歳児から5歳児までの保護者6名の応募があり、全6回のペアレントプログラムを実施しました。	子育てに難しさを感じている保護者に対しプログラム終了後のアンケートの数値から、ストレスの軽減が読み取れました。また、今年度進行役の資格を2名が取得しました。	今後も、子育てに悩みを持つ保護者が孤立することがないように、ペアレントプログラムを継続することが必要と考えます。また、継続するための人材、体制づくりが必要です。			
就学相談	学校教育課	障害の状態等に応じて適切な教育を行うための就学相談を行います。	R2 ・学校教育課が小・中学校へ委嘱した専門員による園訪問及び観察、個別面談等を通じて、保護者及び職員の就学相談に対応しています。 ・教育支援委員会を開催し、就学相談を希望した幼児の情報をもとに、望ましい就学先を審議しています。 ・教育支援委員会委員には、医師、大学教授等を招聘し、専門的な見地からアドバイスを得ています。	教育支援委員会では、就学相談を希望した幼児9名の検討、審議を行いました。委員会の判断を参考に、本人、保護者の意向を尊重して就学先を決定します。	子育て支援センターや各園の発達支援コーディネーターとの連携を深め、保護者と継続的な相談を通して、望ましい就学先の検討を進めます。		P85	
支援ファイルの活用	福祉支援課	教育、医療、福祉、就労等の関係機関と連携による相談支援を継続的に実施するための「相談支援ファイル」を作成し、活用します。	R2 魚沼市自立支援協議会の療育支援部会に於いて活用方法や内容の修正について検討中 ○令和2年度中交付人数 19人 (内訳) 子育て支援センター経由 11人 うおぬま相談支援センター経由 7人 子育て世代包括支援センター経由 1人	市の自立支援協議会の療育支援部会において、利用促進のため、支援者向けのチラシの作成の準備を実施しました。	自立支援協議会の療育支援部会において、引き続きチラシの作成のほか、相談支援ファイルの内容の見直しを実施します。			

施策(網掛け)及び取組・事業	R2 担当部署	事業の内容	事業実施状況	R2評価・検証結果			備考 (計画書 掲載頁)	
				課題、評価事項(成果)	方向性、見直し提案等	子ども・子育て会議意見		
保育園障害児受入れ	子ども課 (保幼)	職員の研修機会をつくり、障害・発達障害児の受入れを行います。	R2 新型コロナウイルス感染症の影響により新潟県保育士会等が実施する研修会には参加できませんでしたが、各保育園内で支援方法について定期的に研修を実施し、障害・発達障害児の受入を行っています。	児童の特性を理解し、安心できる環境や居場所づくりに配慮した保育に取り組んでいます。支援の必要な児童には、加配の保育職員を配置し対応しました。	保護者の気持ちに寄り添いながら児童の特性にあった支援ができるよう研修を継続します。			
放課後児童クラブ障害児受入れ	子ども課 (保幼)	職員の研修機会をつくり、小学生の障害・発達障害児の受入れを行います。	R2 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、市外で行われる研修会に参加することはできませんでした。 ・支援員で企画した研修会で障害を持つ児童の特徴や接し方を学ぶテーマで学習しました。	各児童クラブにおいて、職員研修による専門知識の習得や職員の加配対応等により様々な障害を持つ児童を受け入れています。	引き続き支援員の研修機会を確保し、加配職員の配置も含め、どの児童クラブにおいても障害児や発達障害児をスムーズに受け入れることができるよう体制を整えます。			
保育園等巡回相談事業	子ども課 (支援C)	保育園・幼稚園、子ども園に支援チームが訪問し、発達に不安のある児童とその保護者や支援を担当する保育士からの相談に応じ、園生活を安心して送られるよう支援します。	R2 保育園、幼稚園、子ども園を年2回訪問し、保護者や支援を担当する保育士に対して、対応に対する助言や支援方針の検討を行いました。13園、対象児50人	保育園等で専門職による訪問相談を行ない、保護者や園の支援につながりました。外部機関の専門職の従事回数に限られていることが課題です。	子育て世代包括支援センターとの連携により相談支援体制の強化を図ります。			
相談支援事業	福祉支援課	「うおめま相談支援センター」に委託し、身体、知的、精神、発達障害等を対象に様々な相談に対応するとともに、関係機関との連絡調整を図ります。	R2 ○障害児の相談及び障害福祉サービス利用にかかる支援等を実施します。 ○障害児の相談件数 38件 障害区分 身体障害 3件 重症心身障害 3件 知的障害 23件 発達障害 5件 高次脳機能 1件 その他 3件	障害児の相談実績は年間40名前後で推移しています。障害児の障害の特性に応じた支援が必要であり、医療的ケア児コーディネーターの養成等、より専門的な人材の育成が必要です。	○災害時の個別避難計画 医療的ケア児等、避難所での対応が難しい障害児について個別の避難計画の作成を検討します。 ○児童発達支援センター 魚沼圏域での設置について、引き続き、圏域の自立支援協議会へ要望します。			
日中一時支援事業	福祉支援課	障害のある方に日中活動の場を提供し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の休息を目的とした一時的な見守りを行います。	R2 ○R3年3月末支給決定者数の実績 50人(うち児童22人) ○令和2年度実利用者数の実績 38人(うち児童18人)	18歳未満の障害児と18歳以上の障害者が混在した状態で事業を展開していることから、障害児に特化した事業内容とするための見直しを実施しました。	魚沼学園での重度心身障害児等の受け入れについては、通所事業において実施を開始しました。		P85	
発達障害への意識啓発	福祉支援課 子ども課 (支援C)	一般の保護者に対し、発達障害への理解を深めてもらうために、発達障害教育やセミナーを開催します。	R2 ■福祉支援課実施なし ■子育て支援センター ペアレントプログラム講座(6回コース、参加者7人、延べ38人)を2歳～年長児の保護者を対象に実施しました。	自立支援医療(精神通院)受給者のうち、診断書等にて発達障害の方の把握を行いました。(令和2年12月現在で18歳以上72人、高校生以下12人) ペアレントプログラムは、参加者にとって子育ての負担感の軽減につながり、情報交換や仲間づくりの場にもなりました。	発達障害に限定しての事業の予定はありませんが、障害者への理解を深めるための普及啓発は必要と考えます。 発達支援コーディネーター研修で支援力の向上に努め、園との協力体制によりペアレントプログラムを継続し、療育支援体制を強化していきます。			
重度心身障害者医療費助成	福祉支援課	重度心身障害者の医療費を助成します。	R2 令和3年1月より20歳未満にかかる通院と訪問看護の自己負担を無償化しました。 R3.3月末現在 18歳以下27人(うち、15歳以下22人)	法定の事務です。制度に基づき、適正な事務執行を行いました。	引き続き、当事者への周知を行います。			
小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	子ども課 (母子)	小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者に日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。	R2 実施実績なし	なし	申請があった場合には遅滞なく給付します。			
障害児福祉手当	福祉支援課	常時介護を要する在宅の20歳未満の最重度の障害児に支給し、福祉の増進を図ります。	R2 R3.3月末現在 13人	法定の事務です。制度に基づき、適正な事務執行を行いました。	引き続き、当事者への周知を行います。			
特別児童扶養手当	福祉支援課	一定の障害を有する児童を育てている方に手当を支給し、福祉の増進を図ります。	R2 R3.3月末現在 56人	法定の事務です。制度に基づき、適正な事務執行を行いました。	引き続き、当事者への周知を行います。			
7.労働者の職業生活と家庭生活との両立を図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携								
職場における子育て意識啓発	商工課	・雇用主に対する子育て意識の啓発と支援策の提案等を行います。 ・仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業に対する認定制度・認定マーク(くるみん)及び特例認定マーク(プラチナくるみん)の周知を行います。 ・雇用保険の被保険者の方の育児休業中の収入として、育児休業給付金受給があることの周知を行います。	R2 新入社員及び入社後2～3年の若手社員を対象に、中小企業の人材育成やワークライフバランスに関するセミナーを実施し、その際に啓発・周知を計画していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりセミナーを実施することができませんでした。	法定の事務です。制度に基づき、適正な事務執行を行いました。	引き続き、当事者への周知を行います。		P87	